

浄化槽排水の水質調査結果（地下施設現場事務所）

[illegible]

注1) 地下施設現場事務所設置の浄化槽の放流水水質は、環境省関係浄化槽法施行規則第1条の2の適用を受けません。
注2) 地下施設現場事務所設置の浄化槽の保守点検頻度は、環境省関係浄化槽法施行規則第6条2項の規定では3ヶ月に一度です。
注3) 水質の測定項目については、北るもい漁協と締結した確認書をもとに当センター地下施設建設JVに依頼したものです。